

令和 7 年 2 月

お客さま 各位

新湊信用金庫

「しんきん通帳アプリ」の『しんきん通帳利用規約』および
『「新湊信用金庫_通帳レス口座」に関する特約』改訂のお知らせ

平素より新湊信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、令和 7 年 2 月 25 日（火）に「しんきん通帳アプリ」の定期性取引に係る機能追加を行います。本機能追加に伴い「しんきん通帳利用規約」ならびに『「新湊信用金庫_通帳レス口座」に関する特約』について令和 7 年 2 月 25 日（火）に改訂致します。

なお、「しんきん通帳利用規約」の改訂内容は、機能追加について追記・修正されていますが、当金庫は「しんきん通帳アプリ」でご利用できる機能を制限しておりますので、ご了承ください。ご提供していない機能については下記内容をご確認ください。

当金庫では、今後ともお客さまの利便性向上に努めて参りますので、引き続きご愛顧いただきますようよろしくお願い致します。

記

【機能追加・規約改定日】

令和 7 年 2 月 25 日（火）

【しんきん通帳利用規約に記載する提供サービスのうち、当金庫でご提供していないサービス】

- ・ 定期預金取引
- ・ 定期積金取引
- ・ 各種申込機能
- ・ 定期的なお客さま情報の確認

【改定内容に関する新旧対照表】

しんきん通帳利用規約

新	旧
しんきん通帳利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、「しんきん通帳」を利用する場合の取扱いを明記したものです。	しんきん通帳利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、「しんきん通帳」を利用する場合の取扱いを明記したものです。
第 1 条【サービス内容等】	第 1 条【サービス内容等】

1. サービス内容 「しんきん通帳」(以下、「本アプリ」といいます)は、しんきん共同センター加盟信用金庫のスマートフォン専用アプリで、本アプリに登録する信用金庫(以下、「登録信用金庫」といいます)所定の口座情報等の閲覧及び登録信用金庫の定めに応じて定期預金取引、<u>定期積金取引</u>、各種申込等を行うことができるサービスです。 2. 預金残高照会、取引明細照会機能 「しんきん通帳」サービス(以下、「本サービス」といいます)では、登録信用金庫所定の手続きでご登録いただいた<u>普通預金</u>口座の「預金残高照会」と、「取引明細照会」ができます。取引明細は、照会実行日を含めた過去62日間のお取引明細から最新の10件を表示します。 なお、本アプリは、<u>同一名義人であれば</u>、1台のスマートフォン端末につき信用金庫を5つまで登録でき、1信用金庫あたり<u>普通預金</u>口座を5つまで登録できます。 (略) 4. 通帳レス機能 本アプリでは、登録信用金庫所定の手続きでご登録いただいた<u>普通預金</u>口座を、紙の通帳を使用しない「通帳レス」口座に切替えることができます。お客さまは「通帳レス」口座に切替えた日より、最大10年分の取引明細を本アプリで閲覧できます。 (略) 6. 定期預金取引 本アプリでは、<u>登録信用金庫所定の手続きでご登録いただいた普通預金口座と同じ支店における、お客様が現在保有する全ての</u>	1. サービス内容 「しんきん通帳」(以下、「本アプリ」といいます)は、しんきん共同センター加盟信用金庫のスマートフォン専用アプリで、本アプリに登録する信用金庫(以下、「登録信用金庫」といいます)所定の口座情報等の閲覧及び登録信用金庫の定めに応じて<u>定期預金取引</u>、各種申込等を行うことができるサービスです。 2. 預金残高照会、取引明細照会機能 「しんきん通帳」サービス(以下、「本サービス」といいます)では、登録信用金庫所定の手続きでご登録いただいた<u>口座</u>の「預金残高照会」と、「取引明細照会」ができます。取引明細は、照会実行日を含めた過去62日間のお取引明細から最新の10件を表示します。 なお、本アプリは、同一名義人の<u>口座</u>であれば、1台のスマートフォン端末につき信用金庫を5つまで登録でき、1信用金庫あたり<u>口座</u>を5つまで登録できます。 (略) 4. 通帳レス機能 本アプリでは、登録信用金庫所定の手続きでご登録いただいた<u>口座</u>を、紙の通帳を使用しない「通帳レス」口座に切替えることができます。お客さまは「通帳レス」口座に切替えた日より、最大10年分の取引明細を本アプリで閲覧できます。 (略) 6. 定期預金取引 本アプリでは、(<u>追加</u>)登録信用金庫の定めに応じて定期預金口座の開設、新約、預入および解約等を行うことができます。利用の
---	---

<u>定期預金の明細をご確認いただけるほか、登録信用金庫の定めに応じて定期預金口座の開設、新約、預入および解約等を行うことができます。利用の可否および利用可能な取引内容については、登録信用金庫の各規約をご確認ください。</u> <u>7. 定期積金取引</u> <u>本アプリでは、登録信用金庫所定の手続きで登録いただいた普通預金口座と同じ支店における、お客様が現在保有する全ての定期積金の明細をご確認いただけるほか、登録信用金庫の定めに応じて定期積金口座の新約、口座振替等による掛け込みの設定を行うことができます。利用の可否および利用可能な取引内容については、登録信用金庫の各規約をご確認ください。</u> <u>8. 各種申込機能</u> 本アプリでは、登録信用金庫の定めに応じて以下の手続きの申込みができます。各種申込機能を利用するには、<u>普通預金</u>の口座情報の登録および本人認証のためログインパスワードの入力が必要となります。 (略) <u>9. 定期的なお客さま情報の確認</u> (略) <u>10. 各種ウェブサイト・アプリ等へのリンク</u> (略) <u>11. 規約への同意</u> (略) 第6条【注意事項】 (略) 4. メイン口座 同一口座を複数のスマートフォンのメイン口座（登録信用金庫における初回登録の<u>普通預金</u>口座）として利用することはできま	可否および利用可能な取引内容については、登録信用金庫の各規約をご確認ください。 (<u>新設</u>) <u>7. 各種申込機能</u> 本アプリでは、登録信用金庫の定めに応じて以下の手続きの申込みができます。各種申込機能を利用するには、<u>口座</u>情報の登録および本人認証のためログインパスワードの入力が必要となります。 (略) <u>8. 定期的なお客さま情報の確認</u> (略) <u>9. 各種ウェブサイト・アプリ等へのリンク</u> (略) <u>10. 規約への同意</u> (略) 第6条【注意事項】 (略) 4. メイン口座 同一口座を複数のスマートフォンのメイン口座（登録信用金庫における初回登録<u>口座</u>）として利用することはできません。
---	---

せん。 既に他のスマートフォンでメイン口座として利用されている <u>普通預金</u> 口座を別のスマートフォンのメイン口座として登録した場合、先に登録していたスマートフォンでは利用できなくなります。 (略) 第14条【準拠法・合意管轄】 本ご利用条件の準拠法は日本法とし、本ご利用条件にもとづく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、登録信用金庫本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。 以上 (<u>令和7年2月25日現在</u>)	既に他のスマートフォンでメイン口座として利用されている <u>口座</u> を別のスマートフォンのメイン口座として登録した場合、先に登録していたスマートフォンでは利用できなくなります。 (略) 第14条【準拠法・合意管轄】 本ご利用条件の準拠法は日本法とし、本ご利用条件にもとづく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、登録信用金庫本店 <u>または「代表口座」</u> 開設店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。 以上 (<u>令和5年8月14日現在</u>)
---	---

「新湊信用金庫_通帳レス口座」に関する特約

新	旧
1. (特約の適用範囲等) (略) 2. (通帳レス口座) (1) 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『しんきん通帳アプリ』の利用により入出金明細を確認いただく <u>口座</u> をいいます。 (略) 8. (預金の払戻し等) (1) 店頭における通帳レス口座の <u>お取引</u> をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示 <u>を求</u>	1. (特約の適用範囲等) (略) 2. (通帳レス口座) (1) 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『しんきん通帳アプリ』の利用により入出金明細を確認いただく <u>預金口座</u> をいいます。 (略) 8. (預金の払戻し等) (1) 店頭における通帳レス口座の <u>普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続</u> をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『しんきん通帳ア

<u>めることがあります。</u> (2) <u>当金庫は、前項のお取引</u>の手続に加え、当該預金の<u>お取引</u>を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは<u>お取引</u>を行いません。 (略) 以上 附 則 この特約は令和元年9月2日より施行する。 令和3年6月20日 改訂 <u>令和 7年 2月25日 改訂</u>	プリ』における有効な口座情報の提示<u>が</u> <u>必要です。</u> (2) 前項の<u>払戻しまたは解約等</u>の手続に加え、当該預金の<u>払戻しまたは解約等</u>を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは<u>払戻しまたは解約等</u>を行いません。 (略) 以上 附 則 この特約は令和元年9月2日より施行する。 令和3年6月20日 改訂 <u>(新設)</u>
--	--

以上